

精神障害者短期入所事業運営要綱（案）

1 目的

精神障害者短期入所事業（以下「事業」という。）は、精神障害者の介護等を行う者の疾病その他の理由により、当該精神障害者が居宅において介護等を受けることが一時的に困難となった場合に、当該精神障害者を精神障害者生活訓練施設等に短期間入所させ、もって、これらの居宅の精神障害者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とし、その責任の下にサービスを提供するものとする。

市町村は、社会福祉法人、医療法人等に補助することにより事業を実施することができるものとする。

市町村は、利用者、利用の期間、利用料及び費用の減免の決定を除きこの事業の運営の一部を地方公共団体及び適切な事業運営が確保できると認められる平成9年12月17日障障第183号・老振第139号大臣官房障害保健福祉部長・老人保健福祉局長連名通知による「短期入所生活介護（ショートステイ）事業指針」の内容を満たす民間事業者に委託することができるものとする。

3 運営主体

事業の運営主体は、あらかじめ市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）が指定した精神障害者生活訓練施設（精神障害者短期入所生活介護等施設を併設しているものに限る。）、精神障害者入所授産施設（精神障害者短期入所生活介護等施設を併設しているものに限る。）その他短期入所による介護等を適切に行うことができる施設において事業を行う者とする。

4 利用対象者

事業の利用対象者は、在宅の精神障害者とする。

5 利用の要件

精神障害者の介護等を行う者が、次に掲げる理由により、その居宅において当該精神障害者の介護等を行うことが出来ないため、3に掲げる施設を一時的に利用する必要があると市町村長が認めた場合とする。

(1) 社会的理由

疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害、失踪、出張、転勤、看護、学校等の公的行事への参加

(2) 私的理由

6 利用の手続き

- (1) 事業の利用は、原則として当該精神障害者又はその者が属する世帯の生計中心者(以下「利用者等」という。)からの申込みにより行うものとする。

なお、市町村長が必要と認める場合にあっては、申込みは事後でも差し支えないものとする。

- (2) 市町村長は、申込みがあった場合は、本要綱を基にその必要性を検討し、できるかぎり速やかに短期入所の要否を決定するものとする。
- (3) 市町村長は、利用者等の利便を図るため、運営主体を経由して、短期入所の申込みを受けることができる。
- (4) 運営主体は、介護等の開始に際し、あらかじめ、利用者等に対し、当該利用者の介護等の選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者の同意を得て、利用の契約を締結するものとする(委託で事業を行う場合は市町村長名で行う。)

なお、説明又は契約の締結の方法については、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第2項の規定に基づき、一定の場合には、電磁的方法によることも可能である。

7 利用の期間

利用の期間は、7日以内とする。ただし、市町村長が状況を考慮の上、利用期間の延長が真にやむを得ないものと認める場合には、必要最小限の範囲で延長することができるものとする。

8 費用負担の決定

- (1) 利用者等は、短期入所に要する費用のうち飲食物費相当額(利用料)を負担するものとする。ただし、生活保護世帯に属する者が、5の(1)の理由により利用する場合は、これを減免することができるものとする。
- (2) 利用料は、別途定める国庫補助基準単価を基準とし、適正な原価によるものとする。

9 事業実施上の留意事項

この事業の実施に当たっては、次の事項に留意し事業の円滑かつ効果的な運営に努めるものとする。

- (1) 市町村は、運営主体と連絡を密にするとともに、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、精神障害者地域生活支援センター、医療機関等の関係機関と十分な連携をとることとする。
- (2) 市町村は、短期入所の申請に的確かつ迅速に対応するため、利用対象者世帯の実態把握に努めること。
- (3) 市町村は、この事業を行うため、短期入所決定調書、利用者等負担金収納簿その他必要な帳簿を整備し、5年間保存するものとする。
- (4) 運営主体は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するとともに、関係帳簿を整備し、5年間保存するものとする。

- (5) 運営主体は、利用者の身上及び家庭に関して知り得た秘密を守らなければならないこととする。

10 費用の補助

- (1) 市町村長は、事業に要する費用を補助するものとする。
- (2) 国及び都道府県の補助については別に定めるところによる。

精神障害者地域生活援助事業運営要綱（案）

1 目的

精神障害者地域生活援助事業は、地域において精神障害者グループホーム（共同生活を営む精神障害者に対し、食事の世話等の生活援助体制を備えた形態。以下「グループホーム」という。）での生活を望む精神障害者に対し、日常生活における援助等を行うことにより、精神障害者の自立生活を助長することを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とし、その責任の下にサービスを提供するものとする。

市町村は、社会福祉法人、医療法人等（以下「非営利法人」という。）に補助することにより事業を実施することができるものとする。

市町村は、この事業の運営の一部を地方公共団体及び適切な事業運営が確保できると認められる民間事業者等に委託することができるものとする。

3 運営主体

事業の運営主体は市町村又は次の各号のいずれかに該当する者であって市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の指定を受けたものとする。

- (1) 精神障害者社会復帰施設、精神病院等を運営する非営利法人
- (2) グループホームに対する支援体制の確立している非営利法人等

4 運営主体の指定等

運営主体の指定等は、次の手続きにより行われるものとする。

- (1) この事業を運営しようとする者は、「精神障害者地域生活援助事業運営承認申請書」（様式○）を市町村長に提出し、あらかじめその指定を受けること。
- (2) 市町村長は、申請者の精神障害者の社会復帰の促進に関する実績及び事業実施能力並びに運営しようとするグループホームの内容を十分審査して、指定するものとする。
- (3) 運営主体は、既に指定を受けたグループホームについて、入居定員又は所在地の変更をしようとするときは、あらかじめ、「精神障害者地域生活援助事業変更承認申請書」（様式○）により市町村長の承認を受けなければならない。また、入居定員又は所在地以外の事項について変更又はグループホームを廃止しようとするときは、あらかじめ、「精神障害者地域生活援助事業変更（廃止）届」（様式○）を市町村長に届け出るものとする。

5 利用対象者

グループホームの利用対象者は、精神障害者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 日常生活上の援助を受けないで生活することが、可能でないか又は適当でない者で

あること。

- (2) 一定程度の自活能力があり、数人で共同の生活を送ることに支障がない者であること。
- (3) 日常生活を維持するに足る収入があること。

6 グループホームの要件

グループホームについては、次の基準によるものとする。

(1) 定員

グループホームの定員は、4人以上とすること。

(2) 立地条件

ア グループホームは、緊急時等においても運営主体が迅速に対応できる距離にあること。

イ 生活環境に十分配慮された場所にあること。

(3) 建物の確保

原則として、当該運営主体が建物の所有権又は賃借権を有すること。

(4) 設備

ア 日常生活を支障なく送るために必要な設備を有し、世話人が入居者に対して適切な援助を行うことができる形態であること。

イ 個々の入居者の居室の床面積は、1人用居室にあつては、おおむね 7.4 m² (4.5 畳) 以上、2人用居室にあつては、9.9m² (6 畳) 以上とすること。

なお、1居室当たり2人までとすること。

ウ 居間、食堂等入居者が相互交流することができる場所を有していること。

エ 保健衛生及び安全が確保されていること。

(5) 世話人

ア グループホームには、世話人を配置すること。

イ 世話人は、精神障害者に理解があり、数人の精神障害者の日常生活を適切に援助する能力を有する者であること。

ウ 世話人は、グループホームの運営主体と委託契約又は雇用契約を結んだ者であること。

7 グループホームの運営

運営主体は、次の業務を行うものとする。

なお、(2)、(5)、(6)の業務については、その全部又は一部を世話人に行わせることができる。

(1) 世話人の選定及び世話人の代替要員を確保すること。

(2) 入居者に対して食事の世話、服薬指導、金銭出納に関する助言等日常生活に必要な援助を行うこと。

(3) 入居者が疾病等により生活に困難を生じるおそれがある場合には医療機関と速やかに連絡をとるなど、入居者の生活に支障をきたさないよう適切な配慮を行うこと。

(4) 世話人に対する指導、監督、援助、研修を行うこと。

- (5) 入居者の生活状況等を把握しておくこと。
- (6) 入居者負担金を徴収し、それを適正に処理するとともに、これに関連する帳簿並びにグループホーム運営に係る会計に関する帳簿を整備し、5年間保存すること。
- (7) 運営主体は、入居者の身上及び家庭に関して知り得た秘密を守らなければならないこと。

8 利用の方法等

- (1) 運営主体の長は、あらかじめ入居申込者又はその家族に対し、入居者負担金、運営の概要、世話人の勤務の体制その他入居者の援助の提供に係る重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該援助の提供の開始について入居申込者の同意を得、書面によって契約を締結するものとする（委託で事業を行う場合は、市町村長名で行う。）。
なお、説明又は契約の締結の方法については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第2項の規定に基づき、一定の場合には、電磁的方法によることも可能である。
- (2) 運営主体の長は、入居の申込みに当たって、入居申込者に対し、医師により入居時の留意事項が記載された意見書の提出を求めるものとする。
- (3) 運営主体の長は、入居の開始に際し、(2)の意見書の写しを添えて、速やかに当該グループホームの所在地の市町村長に開始の報告書を提出するものとする。
- (4) 運営主体の長は、入居の終了に際し、速やかに当該グループホームの所在地の市町村長にその終了の報告書を提出するものとする。
- (5) 市町村は、関係書類を5年間保存するものとする。

9 入居者及び世話人の費用負担

家賃、飲食物費、光熱水費及びその他共通経費については、入居者及び世話人がそれぞれ負担するものとする。

10 費用の補助

- (1) 市町村長は、事業に要する費用を補助するものとする。
- (2) 国及び都道府県の補助については別に定めるところによる。

11 経過措置

この通知の施行の際、現に都道府県知事又は指定都市市長から指定を受けて事業を行っている者については、4(1)に規定する市町村長からの指定を受けたものとみなす。

※ 記載様式は、省略している

5. 平成14年度精神保健福祉施策関係予算(案)の概要

13' 予算	14' 予算額(案)
<72, 724>	<76, 185>
89, 897百万円	→ 93, 254百万円

注：< >は、精神保健福祉課所管予算分の再掲

障害者プランの着実な推進、精神医療の充実・強化、こころの健康づくり対策の推進及び精神障害者社会復帰施設の運営の充実等を図るとともに、精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）の本格実施等、精神障害者に対する在宅福祉施策を拡充することにより、精神保健福祉施策の一層の推進を図る。

1. 精神障害者社会復帰施設・事業等の充実 21, 182百万円 → 21, 766百万円

(1) 精神障害者社会復帰施設の施設・設備整備の充実

障害者プランを着実に推進するため、施設・設備整備を計画的に進めるとともに精神障害者の社会復帰施策の充実を図る。（別添参照）

ア 精神障害者社会復帰施設の施設・設備整備費の改善等

新規 a 地元住民開放型の地域交流スペースに対する施設・設備整備費の創設

精神障害者社会復帰施設への理解を求めの一環として、精神障害者地域生活支援センターを除く精神障害者社会復帰施設の設置に際し、地域住民開放型の地域交流スペースを付置する場合に必要な施設・設備を補助対象事業として追加。

新規 b 精神障害者短期入所生活介護等施設（ショートステイ）を設置できる対象施設の拡大

精神障害者入所授産施設にもショートステイ施設を設置できることとし、整備に対する補助を行う。

(2) 精神障害者社会復帰施設運営費の改善 12, 343百万円 → 14, 537百万円

障害者プランの着実な推進を図るため、社会復帰施設の運営費の改善を行い、施設の安定した運営を確保。

・直接処遇職員等の増員配置の充実等

指導員、事務員 各1名（生活訓練施設(一般型)、通・入所授産施設）

(3) 精神障害者小規模通所授産施設運営費の助成 190百万円 → 418百万円

小規模作業所から小規模通所授産施設への移行を促進し、運営の安定化を図る。

・補助対象箇所数 46箇所 → 86箇所

(4) 精神障害者小規模作業所運営費助成事業の推進 968百万円 → 968百万円

地域において運営されている小規模作業所に対し、運営費の補助を行う。

新規 (5) 精神障害者社会復帰サービスニーズ等調査の実施 0百万円 → 87百万円

精神障害者の社会復帰に向けた各種サービス・ニーズ等を調査・分析し、今後の精神保健福祉施策のあり方を検討するうえでの基礎資料とする。

（実施主体：精神障害者社会復帰促進センター）

2. より良い精神医療等の確保 56,136百万円 → 57,154百万円

(1)精神医療費の公費負担 46,480百万円 → 46,740百万円
措置入院費、通院医療費、医療保護入院費に係る公費負担に要する経費。

(2)精神科救急医療システム整備事業 1,292百万円 → 1,987百万円
精神障害者の緊急時における適切な医療及び保護の機会を確保するため、都道府県・指定都市の実情に応じて、輸送体制の整備、輪番制等による緊急時における保護・治療を行う救急医療のシステム体制の整備等を推進するとともに、平成14年度より、精神科救急情報センターに24時間体制の医療相談窓口を整備し、患者・家族からの医療相談に応じ、必要に応じて、精神科救急医療施設への移送等に円滑につながる体制の充実を図る。

新規 (3)精神科急性期医療等専門家養成研修事業〈構造改革特別要求〉

0百万円 → 43百万円

国立医療機関等の精神科医等を海外の司法精神医療施設に派遣し、急性期医療や触法精神障害者の医療について研修を行い、専門医等の養成を行う。

(4)精神医療適正化対策費 182百万円 → 182百万円
都道府県・指定都市が支弁した措置入院者及び医療保護入院者の定期病状報告書料等の経費。

(5)更生医療・育成医療の給付 8,183百万円 → 8,203百万円
身体障害者及び身体に障害のある児童等のハンディキャップを除去、軽減するために必要な医療費の給付。

3. 地域精神保健福祉施策の推進 6,350百万円 → 7,112百万円

(1)精神障害者居宅生活支援事業の実施

平成11年の精神保健福祉法改正により法定化された精神障害者居宅介護等事業及び精神障害者短期入所事業並びに都道府県・指定都市において実施している精神障害者地域生活援助事業を平成14年度から精神障害者居宅生活支援事業として、利用者に最も身近な行政機関である市町村において一体的に実施する。

新規 ア 精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）

日常生活を営むのに支障がある精神障害者の家庭等を訪問して、介護等のサービスを提供することにより、精神障害者が住み慣れた家庭や地域社会で日常生活の維持・向上を支援する事業。《在宅福祉事業費補助金に一括計上》

イ 精神障害者短期入所事業（ショートステイ）

精神障害者の介護等を行う者の疾病その他の理由により、当該精神障害者が居宅において介護等を受けることが一時的に困難な場合に、精神障害者生活訓練施設等において介護等のサービスを提供する事業。

ウ 精神障害者地域生活援助事業（グループホーム）

地域において共同生活を営む精神障害者に対し、世話人を配置し、食事の提供・服薬指導等の生活援助を行う事業。

(2)精神障害者訪問介護指導者研修事業 14百万円 → 11百万円

平成14年度より実施される精神障害者居宅介護等事業を円滑に実施するため、サービス提供方法を実務的に習得する指導者研修事業を実施する。

（実施主体：精神障害者社会復帰促進センター）

- (3) **精神保健福祉センター特定相談等事業費（運営費）** 130百万円 → 134百万円
 地域における精神保健福祉対策の総合的技術センターとして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、知識の普及及び相談指導等を行う事業。（59か所 → 61か所）
- (4) **精神障害者社会復帰促進センター事業** 32百万円 → 32百万円
 精神障害者社会復帰促進センターにおいて、精神障害者の社会復帰等に関する調査研究を行うとともに、家族や社会復帰施設等職員に対する研修を実施。
- (5) **精神障害者手帳交付事業** 11百万円 → 12百万円
 精神障害者に対して、各種の援助措置等を受けやすくし、社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ることを目的とする精神障害者保健福祉手帳を交付する事業。
- (6) **「障害者の明るいくらし」促進事業、障害者生活訓練・コミュニケーション支援等事業及び市町村障害者社会参加促進事業(3轄市・区・市)** 5,021百万円 → 5,490百万円
 障害者の社会参加を促進するために、障害者の権利擁護に係る相談等を行う「障害者110番」運営事業等のメニューの中から事業を選択して実施。
- (7) **障害者ケアマネジメント体制整備推進事業（3障害事業）** 556百万円 → 517百万円
 複合的なニーズを有する障害者が適切なサービスを活用できるよう支援するケアマネジメントのあり方の検討、ケアマネジメント従事者及びケアマネジメントの試行を実施。
- (8) **こころの健康づくり対策事業** 51百万円 → 52百万円
ア 思春期精神保健対策事業 33百万円 → 34百万円
 思春期児童の相談体制の充実等を図るため、医師、PSW等を対象とした専門家の養成研修等を実施するとともに、思春期の心の問題の相談、処遇のあり方について、関係機関と連携し、ケースマネジメントに関するモデル事業を実施。
- イ PTSD（心的外傷後ストレス障害）対策事業** 18百万円 → 18百万円
 災害被災者等に対する心のケアの充実を図るため、PTSD（心的外傷後ストレス障害）専門家の養成研修等を実施。
- (9) **高次脳機能障害支援モデル事業** 70百万円 → 80百万円
 国立身体障害者リハビリテーションセンターを中心に地域の拠点病院（リハビリセンター）が協力して、症例を集積し、その臨床データや社会復帰支援の経験を踏まえた検討をもとに診断技術、リハビリプログラムの標準化及び社会復帰施設における高次脳機能障害にある者を受け入れる体制づくり、地域での支援システムの検討に関するモデル事業を実施。

4. 雇用対策との連携

- (1) **障害者就業・生活支援センター（仮称）による就業・生活支援の一体的推進** 32百万円 → 546百万円
 障害者に対する就労面及び生活面での支援を充実するため、地域における保健福祉及び雇用関係機関の連携の拠点として、「障害者就業・生活支援センター（仮称）」を設置する。
- (2) **「施設外授産の活用による就職促進モデル事業」の実施** 28百万円 → 28百万円
 障害者が企業等の事業所において授産活動を行い、当該企業等との連携を深め、一般就労が可能な者及び一般就労を希望する者について、施設外授産終了後、企業等への就業を促進。

(3) 「グループ就労を活用した精神障害者の雇用促進モデル事業」の実施

30百万円 → 27百万円

精神障害者の雇用を促進するため、精神障害者地域生活支援センターが事業所と契約を締結し、精神障害者をグループで就労させるモデル事業を実施。

(4) 自殺防止対策の推進

349百万円 → 566百万円

近年、社会問題化している自殺の増加を踏まえ、職場、地域における自殺の実態、原因、防止対策等について調査研究・検討を進めるとともに、自殺防止のための相談・啓発活動を強化。

5. 研究の推進

5,177百万円 → 5,617百万円

精神疾患の疫学調査、原因の究明及び治療法の開発等を対象とした精神・神経疾患研究、障害保健福祉総合研究等の推進。

6. その他

○ 老人性痴呆疾患センター

老人性痴呆疾患患者等に対し、専門医療相談、鑑別診断、治療方針の選定、夜間や休日の救急対応、医療福祉サービスの情報提供等を図るための補助事業として、平成13年度予算まで実施してきたが、平成14年度より老人性痴呆指導対策事業として、介護予防・生活支援事業にメニュー化し、都道府県を実施主体として、適切な国庫補助制度の運用を図ることとした。
《老健局の介護予防・生活支援事業にメニュー化》

(参 考)

精神障害者社会復帰施設の施設・設備整備の充実

13年度2次補正後(案) 14年度

- ・精神障害者生活訓練施設(援護寮) 268か所 → 300か所
独立して日常生活を営むことが困難な精神障害者に生活の場を与え、生活指導を行う施設。
- ・精神障害者短期入所生活介護等(ショートステイ)施設 89か所 → 100か所
在宅における処遇が一時的に困難となった精神障害者を短期間入所させる施設。
- ・精神障害者福祉ホーム 272か所 → 300か所
一定の自活能力があり、住宅の確保が困難な精神障害者に生活の場を与え、生活指導を行う施設。
- ・精神障害者(入所・通所)授産施設 367か所 → 400か所
相当程度の作業能力を有するものの、雇用されることが困難な精神障害者に訓練・指導を行う施設。
- ・精神障害者福祉工場 57か所 → 59か所
通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を雇用し、社会生活への適応のために必要な指導を行う施設。
- ・精神障害者地域生活支援センター 545か所 → 566か所
精神障害者に関する問題全般についての相談、指導、助言、精神障害者福祉サービスの利用の助言、関係施設との連絡調整を行う施設。
- ・精神障害者地域生活援助事業(グループホーム) 858か所 → 950か所
地域において共同生活を営む精神障害者に対し、世話人を配置し、食事の提供・服薬指導等の生活援助を行う事業。
- ・精神障害者社会適応訓練事業(聴覚リハビリテーション) 3,141事業所 → 3,300事業所
回復途上にある精神障害者を事業所に通わせ、対人能力の涵養等の社会適応訓練を行う事業。

5. 精神病院関係資料について

(1) 都道府県別精神病院数・病床数及び在院患者数等の状況

(平成12年6月30日現在)

	人口 千人 (11.10.1)	精神 病院数	精神 病床数	人口万対 病床数	在院 患者数 A	人口万対 在院患者数	措置 入院者数 B	人口万対 措置 入院者数	病 利用率 (%)	措置率 B/A (%)
北海道	3,888	90	14,733	37.9	13,299	34.2	87	0.22	90.3	0.7
青森	1,482	26	4,748	32.0	4,238	28.6	24	0.16	89.3	0.6
岩手	1,420	22	4,915	34.6	4,596	32.4	53	0.37	93.5	1.2
宮城	1,327	20	3,635	27.4	3,422	25.8	14	0.11	94.1	0.4
秋田	1,214	27	4,537	37.4	4,280	35.3	27	0.22	94.3	0.6
山形	1,257	18	3,357	26.7	3,201	25.5	17	0.14	95.4	0.5
福島	2,134	39	8,502	39.8	7,656	35.9	63	0.30	90.0	0.8
茨城	2,956	39	8,149	27.6	7,262	24.6	75	0.25	89.1	1.0
栃木	1,984	29	5,714	28.8	5,138	25.9	103	0.52	89.9	2.0
群馬	2,004	20	5,485	27.4	5,188	25.9	73	0.36	94.6	1.4
埼玉県	6,759	53	12,607	18.7	12,116	17.9	226	0.33	96.1	1.9
千葉県	4,919	45	10,835	22.0	10,484	21.3	45	0.09	96.8	0.4
東京都	11,774	119	25,918	22.0	23,588	20.0	251	0.21	91.0	1.1
神奈川県	3,613	33	7,149	19.8	6,647	18.4	62	0.17	93.0	0.9
新潟	2,488	31	7,421	29.8	7,102	28.5	30	0.12	95.7	0.4
富山	1,123	30	3,473	30.9	3,426	30.5	31	0.28	98.6	0.9
石川	1,180	21	4,009	34.0	3,787	32.1	21	0.18	94.5	0.6
福井	827	15	2,439	29.5	2,254	27.3	19	0.23	92.4	0.8
山梨	882	11	2,607	29.6	2,370	26.9	16	0.18	90.9	0.7
山長	2,194	31	5,620	25.6	5,056	23.0	74	0.34	90.0	1.5
岐阜	2,100	20	4,404	21.0	4,099	19.5	93	0.44	93.1	2.3
静岡県	3,738	37	7,289	19.5	6,545	17.5	45	0.12	89.8	0.7
愛知	4,701	40	9,175	19.5	8,733	18.6	90	0.19	95.2	1.0
三重	1,841	19	5,234	28.4	4,947	26.9	50	0.27	94.5	1.0
滋賀	1,287	12	2,397	18.6	2,161	16.8	61	0.47	90.2	2.8
京都	1,163	10	2,871	24.7	2,670	23.0	10	0.09	93.0	0.4
大阪	6,206	59	20,386	32.8	18,899	30.5	83	0.13	92.7	0.4
兵庫県	3,964	29	8,205	20.7	7,890	19.9	81	0.20	96.2	1.0
奈良	1,431	10	2,979	20.8	2,627	18.4	12	0.08	88.2	0.5
和歌山	1,080	13	2,879	26.7	2,483	23.0	29	0.27	86.2	1.2
鳥取	615	11	1,888	30.7	1,719	28.0	21	0.34	91.0	1.2
島根	771	18	2,686	34.8	2,463	31.9	19	0.25	91.7	0.8
岡山	1,951	27	6,096	31.2	5,455	28.0	26	0.13	89.5	0.5
広島	1,759	29	6,585	37.4	6,273	35.7	66	0.38	95.3	1.1
山口	1,556	33	6,365	40.9	6,115	39.3	75	0.48	96.1	1.2
徳島	832	21	4,474	53.8	4,105	49.3	39	0.47	91.8	1.0
香川	1,027	21	4,135	40.3	3,764	36.7	5	0.05	91.0	0.1
愛媛	1,507	23	5,086	33.7	4,602	30.5	78	0.52	90.5	1.7
高知	817	25	4,090	50.1	3,506	42.9	24	0.29	85.7	0.7
福岡	2,590	65	13,863	53.5	13,160	50.8	149	0.58	94.9	1.1
佐賀	884	19	4,495	50.8	4,264	48.2	87	0.98	94.9	2.0
長崎	1,545	40	8,563	55.4	7,942	51.4	55	0.36	92.7	0.7
熊本	1,860	46	9,044	48.6	8,555	46.0	70	0.38	94.6	0.8
大分	1,231	29	5,548	45.1	5,408	43.9	90	0.73	97.5	1.7
宮崎	1,176	26	6,268	53.3	5,869	49.9	13	0.11	93.6	0.2
鹿児島	1,794	51	10,186	56.8	9,696	54.0	153	0.85	95.2	1.6
鹿儿	1,273	24	5,630	44.2	5,426	42.6	39	0.31	96.4	0.7
札幌	1,804	40	7,515	41.7	7,158	39.7	59	0.33	95.2	0.8
仙台	1,002	11	1,778	17.7	1,593	15.9	2	0.02	89.6	0.1
千葉	879	9	1,688	19.2	1,455	16.6	22	0.25	86.2	1.5
横濱	3,393	23	5,096	15.0	4,725	13.9	43	0.13	92.7	0.9
川崎	1,240	8	1,499	12.1	1,319	10.6	14	0.11	88.0	1.1
名古屋	2,167	16	4,975	23.0	4,630	21.4	60	0.28	93.1	1.3
京都	1,467	13	3,970	27.1	3,660	24.9	12	0.08	92.2	0.3
大阪	2,591	8	331	1.3	230	0.9	0	0.00	69.5	0.0
神戸	1,438	12	3,836	26.7	3,593	25.0	30	0.21	93.7	0.8
広島	1,123	15	2,773	24.7	2,723	24.2	68	0.61	98.2	2.5
北九州	1,012	18	4,209	41.6	3,805	37.6	38	0.38	90.4	1.0
福岡	1,331	23	4,105	30.8	3,951	29.7	25	0.19	96.2	0.6
合計	125,571	1,672	358,449	28.5	333,328	26.5	3,247	0.26	93.0	1.0
対前年計	126,487	1,670	358,609	28.4	333,294	26.4	3,472	0.27	92.9	1.0

資料：1 病院数、病床数、在院患者数及び病床利用率は病院報告

2 措置入院者数は精神保健福祉課調

3 人口は人口推計による(総務庁統計局)

(2) 開設者別精神病院数、精神病床数の年次推移

(各年6月30日現在)

年次	総数		国				道府県				公 司				立 立				その他	
	病院数	病床数	国		都道府県		市 町 村		公的医療機関		計		立 立		その他		病院数	病床数		
			病院数	病床数	都道府県	市 町 村	公的医療機関	計	立 立	その他										
昭和45年	1,364	242,022	63	7,428	64	16,028	81	7,828	47	5,268	255	36,552	1,109	205,470						
50	1,454	275,468	70	8,606	66	16,727	83	8,141	50	5,975	269	39,449	1,185	236,019						
55	1,521	304,469	79	8,984	68	17,220	84	8,045	50	5,857	281	40,106	1,240	264,363						
56	1,546	311,901	82	9,140	70	17,248	84	8,177	50	5,843	286	40,408	1,260	271,493						
57	1,570	318,186	84	9,180	70	17,082	84	8,248	50	5,843	288	40,353	1,282	277,833						
58	1,585	324,004	87	9,267	71	17,108	84	8,131	50	5,876	292	40,382	1,293	283,622						
59	1,597	329,806	89	9,256	73	16,961	83	8,044	50	5,906	295	40,167	1,302	289,639						
60	1,604	333,570	89	9,240	74	17,006	83	8,135	50	5,882	296	40,263	1,308	293,307						
61	1,610	339,161	91	9,306	75	17,179	81	7,950	50	5,973	297	40,408	1,313	298,753						
62	1,627	345,494	91	9,327	75	17,143	81	7,981	51	6,033	298	40,484	1,329	305,010						
63	1,641	351,358	91	9,276	76	17,138	82	8,043	51	6,033	300	40,490	1,341	310,868						
平成元年	1,648	355,089	91	9,284	77	17,112	83	8,101	51	6,073	302	40,570	1,346	314,519						
2	1,655	358,251	91	9,304	78	17,275	83	8,151	51	5,952	303	40,682	1,352	317,569						
3	1,660	360,303	92	9,344	77	17,224	83	8,151	51	5,915	303	40,634	1,357	319,669						
4	1,663	361,830	92	9,344	78	17,274	83	8,231	52	5,985	305	40,834	1,358	320,996						
5	1,672	363,010	92	9,332	78	17,274	82	8,128	53	6,075	305	40,809	1,367	322,201						
6	1,672	362,692	92	9,332	78	17,210	82	8,134	53	6,049	305	40,725	1,367	321,967						
7	1,671	362,154	93	9,324	79	17,206	82	8,079	53	5,762	307	40,371	1,364	321,783						
8	1,667	361,053	93	9,347	80	17,227	82	8,083	52	5,685	307	40,342	1,360	320,711						
9	1,669	360,432	93	9,357	82	17,392	82	8,048	59	5,971	316	40,768	1,353	319,664						
10	1,670	359,563	94	9,332	82	17,338	82	7,950	50	5,514	308	40,134	1,362	319,429						
11	1,670	358,609	94	9,207	83	17,207	82	7,870	49	5,432	308	39,716	1,362	318,893						
12	1,673	358,597	93	9,075	85	17,259	82	7,879	49	5,239	309	39,452	1,364	319,145						

資料：病院報告

(3) 都道府県別開設者別精神病院数及び病床数

(平成12年6月30日現在)

都道府県	国		都道府県		市町村		公的医療機関		その他				計	
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数	法人		個人		施設数	病床数
									施設数	病床数	施設数	病床数		
1 北海道	2	283	4	572	16	1,819	10	924	46	9,617	13	1,433	91	14,648
2 青森	1	41	1	350	5	483	1	111	18	3,766	0	0	26	4,751
3 岩手	1	300	3	738	2	180	0	0	15	3,465	1	207	22	4,890
4 宮城	0	0	1	354	0	0	0	0	13	2,666	6	615	20	3,635
5 秋田	1	36	1	200	5	440	3	190	17	3,664	0	0	27	4,530
6 山形	1	40	1	350	3	218	0	0	12	2,719	1	115	18	3,442
7 福島	0	0	3	445	1	140	4	471	30	7,229	1	150	39	8,435
8 茨城	2	58	1	611	0	0	0	0	31	6,974	4	474	38	8,117
9 栃木	0	0	1	255	0	0	4	459	22	4,679	2	321	29	5,714
10 群馬	1	40	1	372	1	223	0	0	17	4,850	0	0	20	5,485
11 埼玉	1	26	1	120	0	0	2	493	44	11,142	6	965	54	12,746
12 千葉	1	350	0	0	2	400	1	50	41	10,287	2	145	47	11,232
13 東京	9	1,126	12	1,957	2	66	0	0	83	20,470	12	2,211	118	25,830
14 神奈川	2	353	0	0	0	0	0	0	29	6,600	2	233	33	7,186
15 新潟	2	314	3	644	0	0	3	382	22	5,981	1	100	31	7,421
16 富山	2	210	1	80	4	303	2	103	14	1,812	8	1,124	31	3,632
17 石川	2	94	1	400	3	193	0	0	14	3,049	1	263	21	3,999
18 福井	1	41	2	480	1	100	1	4	10	1,698	1	120	16	2,443
19 山梨	1	40	1	300	0	0	0	0	9	2,267	0	0	11	2,607
20 長野	2	320	2	356	0	0	5	671	21	3,625	1	643	31	5,615
21 岐阜	2	51	1	120	2	112	1	54	13	3,927	1	127	20	4,391
22 静岡	1	37	1	350	3	140	0	0	29	6,302	3	405	37	7,234
23 愛知	0	0	2	230	2	262	1	100	30	7,055	5	1,483	40	9,130
24 三重	2	300	3	604	1	50	1	350	9	2,878	3	1,014	19	5,196
25 滋賀	1	45	1	100	0	0	2	207	8	2,050	0	0	12	2,402
26 京都	2	201	1	328	0	0	0	0	6	2,183	1	159	10	2,871
27 大阪	2	100	1	842	0	0	1	37	49	18,132	5	1,175	58	20,286
28 兵庫	1	24	1	45	1	100	0	0	24	7,420	2	606	29	8,195
29 奈良	1	200	1	80	0	0	0	0	8	2,699	0	0	10	2,979
30 和歌山	0	0	2	490	3	512	0	0	7	1,723	1	120	13	2,845
31 鳥取	2	342	0	0	1	108	0	0	7	1,296	1	100	11	1,846
32 島根	1	40	3	393	2	100	2	110	9	1,923	1	100	18	2,666
33 岡山	1	64	1	240	0	0	0	0	22	5,546	3	182	27	6,032
34 広島	2	400	0	0	3	471	1	120	19	4,573	4	989	29	6,553
35 山口	2	106	1	200	0	0	0	0	26	5,408	4	613	33	6,327
36 徳島	1	45	1	100	1	163	1	59	17	4,107	0	0	21	4,474
37 香川	2	126	1	340	4	369	0	0	14	3,293	0	0	21	4,128
38 愛媛	1	40	1	50	1	165	0	0	20	4,829	0	0	23	5,084
39 高知	1	14	1	193	1	50	0	0	21	3,675	1	150	25	4,082
40 福岡	1	30	2	350	0	0	0	0	56	12,042	5	1,391	64	13,813
41 佐賀	2	599	0	0	0	0	0	0	13	3,120	4	776	19	4,495
42 長崎	2	105	3	416	1	70	0	0	28	6,651	6	1,291	40	8,533
43 熊本	3	260	1	190	0	0	0	0	42	8,589	0	0	46	9,039
44 大分	2	70	0	0	0	0	1	200	25	5,176	1	102	29	5,548
45 宮崎	1	40	2	402	0	0	0	0	22	5,741	1	85	26	6,268
46 鹿児島	1	45	1	340	0	0	0	0	47	9,626	2	142	51	10,153
47 沖縄	2	390	3	456	0	0	0	0	19	4,784	0	0	24	5,630
48 札幌	4	141	1	50	1	254	0	0	34	7,099	0	0	40	7,544
49 仙台	2	122	0	0	1	16	0	0	7	1,520	1	120	11	1,778
50 千葉	3	722	1	50	1	40	0	0	4	876	0	0	9	1,688
51 横浜	1	52	3	617	2	80	0	0	13	3,358	4	1,070	23	5,177
52 川崎	0	0	0	0	2	78	0	0	6	1,421	0	0	8	1,499
53 名古屋	4	323	1	392	1	36	0	0	9	3,834	1	368	16	4,953
54 京都	1	80	1	118	0	0	0	0	11	3,772	0	0	13	3,970
55 大阪	1	12	1	44	2	95	1	84	1	54	0	0	6	289
56 神戸	1	46	1	495	0	0	0	0	7	2,547	3	748	12	3,836
57 広島	1	20	1	50	1	43	0	0	10	2,704	2	216	15	3,033
58 北九州	2	68	0	0	0	0	0	0	17	4,109	0	0	19	4,177
59 福岡	2	143	0	0	0	0	1	60	14	2,617	6	1,275	23	4,095
合計	93	9,075	85	17,259	82	7,879	49	5,239	1,231	295,219	133	23,926	1,673	358,597

資料:病院報告

(5) 都道府県別入院形態別在院患者数

(平成12年度)

都道府県	措置	医療保護	任意	その他	計
1 北海道	87	2,607	10,350	269	13,313
2 青森	24	892	3,268	54	4,238
3 岩手	53	948	3,596	2	4,599
4 宮城	14	768	2,637	3	3,422
5 秋田	27	1,201	3,050	0	4,278
6 山形	17	794	2,390	0	3,201
7 福島	63	2,052	5,436	106	7,657
8 茨城	75	1,649	5,501	39	7,264
9 栃木	103	1,972	3,013	65	5,153
10 群馬	73	2,045	3,071	0	5,189
11 埼玉	226	4,485	7,047	330	12,088
12 千葉	45	3,658	6,780	0	10,483
13 東京	251	6,771	16,230	390	23,642
14 神奈川	62	2,960	3,616	4	6,642
15 新潟	30	3,537	3,524	5	7,096
16 富山	31	1,582	1,811	0	3,424
17 石川	21	1,463	2,303	0	3,787
18 福井	19	499	1,735	0	2,253
19 山梨	16	804	1,550	0	2,370
20 長野	74	1,153	3,828	1	5,056
21 岐阜	93	1,218	2,791	0	4,102
22 静岡	45	2,059	4,441	0	6,545
23 愛知	90	2,552	5,828	265	8,735
24 三重	50	1,118	3,776	3	4,947
25 滋賀	61	762	1,340	0	2,163
26 京都	10	673	1,923	0	2,606
27 大阪	83	6,329	12,010	458	18,880
28 兵庫	81	2,728	4,863	218	7,890
29 奈良	12	1,586	1,025	2	2,625
30 和歌山	29	1,075	1,381	0	2,485
31 鳥取	21	506	1,168	21	1,716
32 島根	19	860	1,452	128	2,459
33 岡山	26	1,632	3,617	127	5,402
34 広島	66	2,104	4,061	39	6,270
35 山口	75	2,836	3,194	10	6,115
36 徳島	39	1,114	2,948	4	4,105
37 香川	5	650	3,107	1	3,763
38 愛媛	78	1,760	2,771	3	4,612
39 高知	24	1,029	2,368	83	3,504
40 福岡	149	3,816	8,864	369	13,198
41 佐賀	87	1,197	2,892	88	4,264
42 長崎	55	1,710	6,136	41	7,942
43 熊本	70	3,359	5,126	1	8,556
44 大分	90	1,779	3,541	0	5,410
45 宮崎	13	1,281	4,560	7	5,861
46 鹿児島	153	3,290	6,239	15	9,697
47 沖縄	39	1,317	4,059	9	5,424
48 札幌	59	2,452	4,320	329	7,160
49 仙台	2	505	1,086	0	1,593
50 千葉	22	757	675	1	1,455
51 横浜	43	2,310	2,047	0	4,400
52 川崎	14	360	946	0	1,320
53 名古屋	60	1,690	2,879	0	4,629
54 京都	12	968	2,681	0	3,661
55 大阪	0	29	202	1	232
56 神戸	30	1,322	2,241	0	3,593
57 広島	68	825	1,787	43	2,723
58 北九州	38	862	2,948	0	3,848
59 福岡	25	1,099	2,811	23	3,958
合計	3,247	105,359	220,840	3,557	333,003

資料：精神保健福祉課調